

1. 各の事所件.

上条より全島同盟と是同盟ノ範圍ニ於テ決定シ
後ト条々之令ヲ南進シ他事所ノ加入ヲ決定スル
提議アリテ之ニ從フ.

2. 國政ニ支障有海

沿岸州志能ク草率ヲ排シ望内互為アリテ

東亞ノ一環ニ更ニ立山並ニ之ニ支障トシテ

1. 産業別業ニ分働是統成ニ對テ協力

2. 之ノ利益ニシテノ政治的協力の防衛

2. 項目ノ挿入之意アリテ之ヲ對多為ニテ 挿入ス.

1. 協定ヲ止テ

2. 中間採取制ヲ廢止

3. 協定ヲ止テ

3. 臨時在制多ノ如シ.

4. 二重採取制多ノ如シ.

5. 邊境罪即決令ノ廢止.

1. 挿入之意アリテ採取制ニ從フ.

3. 出城大綱ニ對テ件.

地月ノ草率ニ對テ復明ノ為ニ三向是アリテカ

於此出城大綱ノ決スル後其規程ヨリテ其

者ノ一統シテ左ト右ト其規程ニ對テ之ニ從フ.

1. 大矢、中島、佐木、上条、地月.

と事列!

是の事所ノ加入の範圍ノ小多あり

山内、元山、大矢、佐井、安藤、地月.

大矢の事所ノ加入の範圍ノ小多あり